

議案第 56 号

日野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

日野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

水道整備・管理行政が令和6年4月1日(一部の規定は令和7年4月1日)に厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されたことに伴い、日野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の関係する規定の整備を行うもの。

2 改正内容

第4条の水道技術管理者資格のうち、講習課程修了の登録を認可する所管大臣名を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に改正する。

3 法令

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第102号。)及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令(令和6年厚生労働省令65号。) 令和6年3月29日公布

4 附則規定

(施行期日)

公布の日から施行する。

日野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

日野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年日野町条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。